



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎江ノ口水門操作規則の一部を改正する規則	1
◎下田川水門等操作規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎県税に係る徴収金に係る公金事務の委託 (税 務 課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (治山林道課)	1
公 告	
○土地改良事業の計画変更の認可（甫喜峯疎水土地改良区） (農業基盤課)	3

規 則

江ノ口水門操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第44号

江ノ口水門操作規則の一部を改正する規則

江ノ口水門操作規則（昭和49年高知県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「、洪水、高潮又は津波の各警報が発令」を「若しくは高潮に関する防災気象情報（警戒レベル3相当以上のものに限る。）又は大津波警報若しくは津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表」に改め、同条第2号中「、洪水、高潮又は津波の各注意報が発令」を「若しくは高潮に関する防災気象情報（警戒レベル2相当のものに限る。）又は津波注意報が発表」に改める。

第8条第2項及び第10条第2項中「発令された津波警報」を「発表された津波警報等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

下田川水門等操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第45号

下田川水門等操作規則の一部を改正する規則

下田川水門等操作規則（昭和57年高知県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「高潮警報、洪水警報又は暴風雨、大雨等に関する気象警報が発せられた」を「大雨又は高潮に関する防災気象情報（警戒レベル3相当以上のものに限る。）が発表された」に改め、同条第2号中「高潮注意報、洪水注意報又は風雨、大雨等に関する気象注意報が発せられた」を「大雨又は高潮に関する防災気象情報（警戒レベル2相当のものに限る。）が発表された」に、「高潮又は洪水が予想される」を「所長が必要であると判断する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第416号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和7年4月1日に指定し、公金事務を令和8年4月1日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月26日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	県税に係る徴収金の収納の取りまとめ	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート	直営店舗及び加盟店舗における県税に係る徴収金の収納	〃
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目	ミニストップ株式会社	〃	〃

5番地1			
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブーン・イレブン・ジャパン	〃	〃
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社	〃	〃
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート	〃	〃
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス	〃	〃
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	〃	〃
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ	〃	〃

高知県告示第417号

令和8年3月高知県告示第160号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を仁淀川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和8年6月26日

高知県知事 濱田 省司

1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾川村峠ノ越231番地
イ 氏名
中川 幸吉
- (2)ア 登記簿記載の住所
大阪府堺市東区白鷺町参丁17番17-501号
イ 氏名
岡本 義和
- (3)ア 登記簿記載の住所
吾川郡吾川村北川57番地

イ 氏名 岡本 義雄 (4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町東組1676番地	鎌倉 光隆 (15)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村北川154番地	(26)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村北川88番地
イ 氏名 戸梶 忠実 (5)ア 登記簿記載の住所 埼玉県鳩ヶ谷市桜町三丁目24番9号	イ 氏名 田村 元弘 (16)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村北川477番地	イ 氏名 鎌倉 賢昭 (27)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村宗津148番地2
イ 氏名 鎌倉 千和 (6)ア 登記簿記載の住所 愛媛県松山市新石手61番地1	イ 氏名 鎌倉 信幸 (17)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村宗津148番地2	イ 氏名 黒川 イセノ (28)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村北川50番地
イ 氏名 徳橋 伴貞 (7)ア 登記簿記載の住所 高知市若草町11番42号	イ 氏名 黒川 忠雄 (18)ア 登記簿記載の住所 吾川郡大崎村宗津148番地4	イ 氏名 田村 正好 (29)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村北川91番地
イ 氏名 大野 貞夫 (8)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村宗津327番地	イ 氏名 黒川 音弥 (19)ア 登記簿記載の住所 吾川郡名野川村北川183番地	イ 氏名 岡村 教雄 (30)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町乙1739番地
イ 氏名 矢内 友幸 (9)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村宗津1110番地	イ 氏名 鎌倉 栄 (20)ア 登記簿記載の住所 吾川郡名野川村北川183番地	イ 氏名 鎌倉 豊一 (31)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村下北川45番地イ
イ 氏名 大石 浅野 (10)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉丙2101番地51	イ 氏名 鎌倉 安馬 (21)ア 登記簿記載の住所 吾川郡名野川村北川14番地	イ 氏名 鎌倉 武 (32)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村北川809番地
イ 氏名 隅田 義文 (11)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村北川91番地	イ 氏名 鎌倉 政茂 (22)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村北川11番屋敷	イ 氏名 鎌倉 勝秀 (33)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村下北川26番地
イ 氏名 岡林 敏郎 (12)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村北川56番地	イ 氏名 大野 慶吉 (23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村北川150番地	イ 氏名 大野 増幸
イ 氏名 岡本 楠雄 (13)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村北川90番地	イ 氏名 隅田 進 (24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村北川17番屋敷	2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 吾川郡仁淀川町北川字アカツチ406、408の3から408の7 まで、409の2、411の3から411の5まで、413の3から413 の7まで、414の1、414の2、414の4から414の7まで、 416の3、416の4、417の1から417の3まで、宇ウワヤスバ 502の2、502の8から502の11まで、504の1から504の13ま で、506の2から506の14まで、字オソバダニ551の1、551の 2、551の4、552の2、552の3、556の2、557の3、558の 1、字カマノウ子575の1、577、583の2、583の3、584の 2、584の3、586の1、586の3、字ガヤノヒラ272の1、 272の2、273の1、273の2、274の1から274の9まで、275 の1から275の41まで、字クロタキ562の1から562の6ま
イ 氏名 鎌倉 秀元 (14)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村北川477番地	イ 氏名 鎌倉 嘉六 (25)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村北川50番地	
イ 氏名	イ 氏名 田村 福義	

で、565の2、569の1、569の2、573の2、字サセブゴヤ507の1から507の16まで、508の1から508の8まで、510の1、510の3、字タカクイ523の1から523の3まで、524の1、524の3、524の4、525の5から525の8まで、525の10、525の12から525の15まで、527の3、字タキクビ574の1、574の2、574の5から574の8まで、574の10、574の16、574の18、字ハゲササ376の1、376の3、377の1、382の2、384の2、字ハゴノタニ391の2から391の5まで、字ミゾノクチ258の1、258の2、260、261の1から261の3まで、263の1から263の3まで、268の2、269から271まで、字ミゾノトラ588の1から588の4まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、甫喜峯疎水土地改良区の土地改良事業（維持管理）の計画変更を令和8年6月11日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年6月26日

高知県知事 濱田 省司